

## 〈海外動向紹介〉

### 金融・保険市場における動向（欧州）

#### 【EU・規制動向】

##### ○欧州委員会、保険支払保証制度に関する公開諮問書を公表

欧州委員会は、2008年5月、保険支払保証制度に関する公開諮問書を公表した。

EU加盟国で、経営破綻した保険会社の保険契約者の保険金支払等を保証する保険支払保証制度を導入している加盟国はまだわずかである。銀行および証券会社の経営破綻による預金者または投資者を保護する保証制度については、それぞれ1994年および1997年に指令(94/19/ECおよび97/9/EC)が採択されているが、保険についてはこれまで導入されていなかった。欧州委員会では、ワーキンググループを設置して、保険会社の破綻による保険契約者への問題点を検討し、作業文書を作成してきた。本公開諮問書は、問題点の検討をまとめたオクセラ・レポートの主要な論点に対する意見を求めるとともに、支払保証制度の必要性および共同体としての行動の可能性について知ってもらうことを目的としている。

欧州委員会は、7月7日まで8週間、一般から意見を求めたうえ、欧州共同体レベルでの保険支払保証制度導入に係る政策判断を行うこととしている。

(欧州委員会プレスリリース 2008.5.7 ほか)

#### 【EU、イギリス・規制動向】

##### ○欧州委員会がイギリスからの保険仲介業務指令の改正要望を否決

2002年12月に採択された保険仲介業務指令(2002/92/EC)は、保険仲介者に対し情報提供をはじめとする消費者保護の取り組みを義務付ける一方で、指令に定めた共通の資格要件に基づいて登録された保険仲介者に対しては、域内での支店等の設置やサービス提供を自由に行うことができるように定めており、EU加盟国は2005年1月までに国内法制化が求められていた。しかしながらドイツ、フランスではそれぞれ2007年に施行と国内法制化が遅れ、イギリスでも同指令に基づく意向確認書の導入等で批判が生じていた。

このような中で、昨年、イギリスの金融サービス機構(FSA)と財務省は、指令の範囲の改正、この指令が企業に課すコストの評価、国境を越えたビジネスに与える影響の評価などを要望していた。

これを受けて欧州委員会では、昨年より欧州保険・年金監督者会議(CEIOPS)にて同指令の再検討を始めていたが、この指令は実施後2年とまだ初期段階であり、変更するには時期尚早であると結論付けた。欧州委員会域内市場・サービス担当委員のチャーリー・マクリービィ氏も、この指令の修正には十分な影響評価や広範囲にわたる協議が必要であり、今は修正を行う適切な時期ではない、との見解を表明している。

(Insurance Regulation & Accounting- 2008.5 ほか)

## 【イギリス・M&A】

### ○ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド保険部門の予備入札に4社が参加

ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド（RBS）は、資本の増強を目的にチャーターやダイレクトラインを含む保険部門の一部もしくは全部を売却する意向を4月下旬に表明した。市場関係者によると同部門の価格は50～80億ポンド（約1兆500億～1兆6,800億円）と推定されている。

買収見込み企業数社からの要請を受けて、当初予定を1週間延長して6月4日に行われた予備入札には、スイスのチューリッヒ・フィナンシャル・サービス、ドイツのアリアンツ、米国のオールステート、トラベラーズの4社が参加した模様である。

上記4社以外に予定入札価格の提示を求められていた企業は、著名投資家ウォーレン・バフェット氏が率いる米国のバークシャ・ハザウェイ、アメリカン・インターナショナル・グループ、イタリアのゼネラリ、中国の平安保険の4社であったが、バークシャ・ハザウェイは5月中旬に、平安保険およびゼネラリは5月下旬に入札取りやめを表明していた。

買収の最有力候補はイギリスの損害保険市場での成長を目指しているチューリッヒと伝えられている。関係筋によると正式な入札日程は未定だが夏頃と予想されている。

（ロイター 2008.6.5、ダウ・ジョーンズ 2008.6.2、Post Magazine 2008.5.1ほか）

## 【ドイツ・市場動向】

### ○自動車保険第3位のR+Vがインターネット販売に進出

ドイツの自動車保険シェア3位のR+Vは、新たな子会社を設立し、2008年第3四半期よりインターネットを使用したダイレクト販売を開始する。新会社名は“R+V 24”とし、インターネットを頻繁に利用する新たな顧客層を開拓したいとしている。

現在R+Vは、ドイツの自動車保険市場の5.5%を占める約300万件的契約を保有し、14億4,000万ユーロの収入保険料がある。

自動車保険シェア1位、2位のAllianzおよびHUK-Coburgは、既に自動車保険のインターネット販売を開始している。業界2位のHUK-Coburgは、2000年からインターネット販売を開始したが、約790万件的自動車保険契約のうちインターネット販売によるものは80万件的で、同社の契約の約10%の割合を占める。一方、業界1位のAllianzは、既存の代理店からの強い反対を受けながらも、2005年にインターネット販売に進出し、890万件的の同社の自動車保険契約のうち約2%にあたる17万7,000件がインターネット経由の“Allianz24”の契約である。

ドイツの自動車保険市場における2006年のダイレクト販売の割合は、5.2%と依然として低いが、個人契約に限定すると、12%超の割合を占めている。

（Insurance Day 2008.4.22、R+V ウェブサイトほか）

## 【ドイツ・規制動向】

### ○保険契約法の改正に伴う影響について

ドイツでは、2008年1月1日より約100年ぶりに改正された保険契約法が施行され、新規契約については2008年1月より、既存契約については2009年1月より新保険契約法の規定が適用される。新保険契約法では、消費者保護や企業の情報提供などの透明性の確保についての規制が強化されている。新法の主な改定点は以下のとおりである。

まず、新保険契約法第6条によれば、保険者は必要に応じ保険契約者の要望および必要性を尋ね、助言を与えなければならない。また、同法第7条では、保険者は保険契約者に対し、契約の概要等の情報を保険契約締結前に提供しなければならないと規定されている。ただし、一定規模以上の企業契約者に対するこれらの情報提供義務は免除されている。

次に、告知義務について規定する第19条では、保険者が書面にて質問した重要事項についてのみ告知すればよいとされ、また保険者は質問にあたり保険契約者に対して、告知義務違反の法律効果を説明しなければならない。そして、書面にて質問されなかった重要事項について告知しなかったことについては、保険契約者の詐欺的意図によるもののみ告知義務違反とされることとなった。

(Insurance Day 2008.5.30 ほか)

## 【フランス・市場動向】

### ○6月の暴風に伴うフランス南部の洪水に関し、異常自然災害補償の宣言発令の可能性

6月に入りフランスを襲った暴風は、フランス南部各地で洪水被害を発生させたが、今後、政令による異常自然災害の宣言がなされると見込まれている。フランス保険企業協会（FFSA）は、異常自然災害補償制度について、一般への注意喚起を図っている。

保険会社は、官報に告示された異常自然災害の宣言に基づいて、洪水等の自然災害による損害を補償することとなっている。被保険者は、宣言発令後10日以内に保険会社に保険事故の通知を行うとともに、被害物件および損害の状況、物件の価額、購入時期（可能であれば）などを提出する必要がある。個人および事業者向け火災保険、自動車保険などの財産損害が対象（事業者向け火災保険は事業中断損害を含めることも可能）となり、それぞれの保険契約条件に従って、異常自然災害の損害が補償されるが、原則として、個人物件については、380ユーロ、企業物件については損害額の10%または1,140ユーロが免責金額となっており、これを下回る損害は補償されない。また、これらの免責金額は、当該被害地域で、災害防止計画（PPR）が策定されていない場合は、引き上げられることとなっている。

FFSAでは、暴風・洪水発生の時期を迎え、ウェブサイト等で異常自然災害補償制度について、積極的に啓発を図っている。

(FFSA ウェブサイトほか)

## 【フランス・市場動向】

### ○第5のリスクとしての高齢者の自立不能への民間保険業界の役割に期待する調査結果

フランス保険企業協会（FFSA）は、2008年6月、自立不能（dependency）に対する保障における民間保険業界の役割に期待する調査結果が出たと発表した。本調査は、フランス政府が、5月末に、医療（健康）、労災、失業、年金および家族扶助に次ぐ5番目のリスクとして、自立不能を社会保障制度の対象に組み込むこととしたことを受けて、5月末から6月初めに実施された。

調査結果によると、回答者の83%が、将来、自分が自立不能となることへの不安を感じている。また、自立不能に対する保障について、48%の回答者が政府の役割は最も脆弱な者（most fragile）に限定すべきであるとし、万遍なく保障を実施すべきとする回答は37%、政府はこの種の保障に関与すべきでないとする回答は13%であった。さらに、自立不能に対する保障の政府および民間の役割について、68%の回答者が民間保険業界を信頼すると回答する一方、政府を信頼すると回答した割合は44%にとどまった。

政府は、自立不能に対する保障について、経済的余裕のある人は民間の保障を選択できる政府および民間の連携を推進する方針であり、FFSAは公的資金と市場活力のバランスを図るものとして、この方針を歓迎している。

（Insurance Day 2008.6.4、同 2008.6.16、FFSA ウェブサイト）

## 金融・保険市場における動向（米国）

### 【規制動向】

#### ○上院が洪水保険法案を可決

洪水保険法案が米国上院を賛成多数で通過した。現行の洪水保険プログラムは、2008年9月30日に終了するが、これを2013年まで延長するものである。

今回上院を通過した法案は、下院で通過した法案から暴風リスクを除いたものであり、2005年のハリケーン・カトリーナ、リタによる損害支払いのため、連邦財務省から借り入れた175億ドルを返済するための条項を含んでいる。

今回の法案の主な特徴は、以下のようなものである。

- ① 保険料を10%から15%引き上げ、免責金額の引き上げを行うことができる。
- ② 別荘、企業物件、繰り返し損害を被ったことのある物件などにあつた保険料の補助も段階的に廃止する。
- ③ ダムや堤防により守られている人々も、洪水地域地図が出来上がった後、洪水保険を購入する。
- ④ 実際のリスクを反映した形で、料率を調整することができる。

今後、暴風リスクを含めるかどうかは、両院協議会で調整することになるであろう。

(National Underwriter P&C 2008.5.19 ほか)

### 【市場動向】

#### ○AIGが78億ドルの損失

AIGは、サブプライム住宅ローンや投資による、昨年第4四半期の53億ドルの損失に続き、今年第1四半期に78.1億ドルの損失を発表した。同時に今後125億ドルの資本増強を行う計画も発表した。

AIGの年次株主総会では、これらと併せ、配当の増加も決定されたが、株主からの質問は多くはなかった。

また、スタンダード&プアーズおよびフィッチィ・レーティングスは、AIGの第1四半期の業績に対して、持株会社の格付けを1段階下げた。

しかし、損害保険の第1四半期正味保険料は、121億ドルと前年より0.2%の減少にとどまり、コンバインド・レシオは9.3ポイント上昇し、96.9%となったが、まだ100%以下に収まっている。

(National Underwriter P&C 2008.5.19 ほか)

## 【規制動向】

### ○遺伝子情報による差別禁止法案を可決

医療保険や雇用における遺伝子情報使用を禁止する「遺伝子情報による差別禁止法案 (the Genetic Information Nondiscrimination ACT : GINA)」が 4 月 24 日に上院で満場一致で可決された。この 1 週間後に下院で承認され、その後ブッシュ大統領がサインを完了した。初めて法案が提出されてから成立までに 13 年間費やしたが、この間に法案は改善されている。

この法律によって、遺伝子情報を利用した医療保険の引受や保険料割増の適用だけでなく、保険者が遺伝子情報を要求や購入すること、遺伝子情報を開示することも禁止される。また、遺伝子情報にもとづく解雇、雇用の拒絶、給与水準の差別が禁止されるだけでなく、雇用者が遺伝子情報を要求や購入することなども禁止される。

現時点では、遺伝子情報による差別が広まっておらず大きな影響はないだろうとのことである。しかしながら、将来、雇用者等がこの法律によって、起訴にさらされることはあり得る。

(Business Insurance 2008.5.5 ほか)

## 【市場動向】

### ○リバティー・ミューチュアルがセイフコを買収

ボストンを本拠地とするリバティー・ミューチュアル (Liberty Mutual) が、シアトルを本拠地とするセイフコ (Safeco) を 6,820 億円(62 億ドル)で買収することで、両社の取締役会の同意を得た。2007 年におけるリバティー・ミューチュアルの収保は 2 兆 2,220 億円 (202 億ドル)、セイフコの収保は 6,490 億円 (59 億ドル) であり、合計収保は 2 兆 8,710 億円 (261 億ドル) に達し全米第 5 位の規模となる。

リバティー・ミューチュアルの代理店マーケットは企業 71%、個人 18%、保証保険 11%であり、買収されるセイフコは企業 28%、個人 66%、スペシャリティ 6%であり、企業保険分野、個人保険分野、保証保険分野において両社が補完しあえる。アクセンチュアのサーベイによると、損保アナリストの 71%が、この M&A は増収効果があるとみている。

(Business Insurance 2008.4.28、National Underwriter P&C 2008.4.28 )

## 金融・保険市場における動向（アジア）

### 【中国・四川大地震】

#### ○大規模自然災害補償制度の喫緊性

5月12日に中国南西部一帯を襲ったマグニチュード8.0の四川大地震は、1950年以来、同国で最大最悪の地震となった。今回の四川大地震が保険会社に及ぼす影響を巡っては、地震発生地帯において保険があまり普及していないため、保険会社は損失をほとんど被っていないと分析されている。

中国では大規模自然災害補償制度が整備されておらず、このような事態が中国の将来的な経済や社会発展に対して莫大な隠されたリスクをもたらそうとしている。そのため、大規模自然災害補償制度を構築することが喫緊のこととなっている、と中国の先進的財産保険会社である PICC 損害保険会社の Wang He 副社長は述べている。例えば、多くの住宅所有者が死亡したり、または借金を支払えないほどに貧しくなったりしたら、銀行はもっと多くの不良債権に直面していたこととなり、そのことが中国の金融の安定性を脅かしていたかもしれない、とも同氏は述べている。公式統計では、中国は過去10年間、地震、洪水、台風などのような自然災害により、毎年約2,000億元の経済損失を被っており、以前から大規模自然災害補償制度の整備が検討されてきたが、法律的支援体制が弱くまだ整備されていない状況にある、と述べている。

（新華社 China Focus 2008.5.20 ほか）

### 【タイ・規制動向】

#### ○保険勧誘電話の6ヶ月間凍結

タイにおいて、保険会社の販売代理店から掛かってくる売込みの勧誘に絶えず悩まされてきた人々にとっての朗報である。保険委員会局の事務局次長を務める Komkei Thusaranon 女史は、親しい友人から保険の電話勧誘販売に関する苦情を個人的に聞いてきていた。そこで、同保険委員会局主催の業界向けセミナーにおいて、保険顧客データバンクという政府機関を整備してはどうかと提案を行い、「最近施行された規制のもとでは、見込み客に販売勧誘電話で断られたら、どの保険会社も6ヶ月間は同じ見込み客に再び勧誘の電話を掛けることはできないものである。」と述べた。

タイにおける電話勧誘主体の保険会社と銀行での販売を行う保険会社の2006年における保険料マーケットシェアは約13%程度であるが、上記のような苦情を受けて、監督機関は損害保険法と生命保険法の修正案を検討し、特に代理店、保険引受人、およびその他の販売チャネルに対してより厳しい規制を敷こうとしているものである。

（Asia Insurance Review Vol VIII Issue 21、The Nation 2008.5.12 ほか）

## 【ミャンマー・自然災害】

### ○サイクロン「ナルギス」による被害

5月2日夜から3日にかけてミャンマー南部を直撃した大型サイクロン「ナルギス(Nargis)」による被害は深刻なものとなっている。5月16日夜の時点では、国営テレビが、ナルギスによる死者は7万7,738人、行方不明者は5万5,917人に達したと報じている。民間の国際援助団体(NGO)のセーブ・ザ・チルドレンは、家を失った人は200~300万人に上る可能性があり、さらに迅速な食糧援助を行われなければ、数週間以内に乳幼児が数千人規模で死亡するとの見通しを明らかにしている。

また、ミャンマーはコメの生産高世界7位のコメ輸出国であり、90~95%の土地が被害を受けたとされるエヤワディ川デルタ地域は、ミャンマーのコメの約6割を生産する地域であり、今後の国際市場における食料価格の上昇が懸念されている。被害を受けた地域では、すでにコメの値段が倍になっているといわれている。

一方ミャンマーの損害保険市場の規模は小さく、総保険料は約5百万ドル(2004年)とされている。国際的な保険会社やブローカーの進出もないため、ナルギスの被害が再保険市場に与える影響はほとんどないだろうと市場関係者は述べている。

(セーブ・ザ・チルドレンウェブサイト、Business Insurance 2008.5.12 ほか)

## 【韓国・労働争議】

### ○韓国アリアンツ生命の労働争議が長期化

韓国アリアンツ生命の従業員によるストライキはすでに100日を越え、韓国の保険史上でも前例のない事態に発展している。韓国アリアンツ生命は、ドイツのアリアンツ生命が、1999年に韓国資本の第一生命(Jeli Life)を買収して子会社化したもの。買収後、大規模な人員削減や新人事制度の導入などを巡り労使は対立関係にあったが、2008年の成果給導入をきっかけに労働組合に加入する約900名の従業員が1月23日からストライキを行っている。

会社側は5月8日に業務妨害を理由に労働組合の委員長などの拘束を検察に申請し、検察はこれを認め翌9日に拘束令状を発給している。また、韓国アリアンツ生命では支店長も組合員とされていたが、3月に韓国労働省の長官がストライキに参加する組合員は、労働組合の加入対象ではないという解釈を示したことから、会社側の定めた期限までに仕事に復帰しなかった支店長87名を会社側が5月15日に解雇している。

労働組合の副委員長は、ストライキは労働の基本条件を堅持するためと主張している。一方、会社側は、労働組合側の交渉姿勢に難色を示しており、韓国アリアンツ生命のスポークスマンは、この争議を即座に終わらせる方法は見当たらないとコメントしている。

(Korea Times 2008.5.15、Korean Herald 2008.5.22 ほか)



## 【韓国・規制動向】

### ○外国保険会社のためのアクセス緩和

韓国金融サービス委員会（FSC）は、外国の保険会社や銀行が事前の承認なしに、規制当局に活動を報告するだけで、ローカル・オペレーションを立ち上げられることが認められるようになるだろうと述べている。

また、マネー・ロンダリングと対峙するために、国境を越えた資金移動に関する監督を厳しくするための特別チームを立ち上げるとも述べている。

(World Insurance, issue839 2008.6.9)